

大分県民体育大会が変わる

—令和3年度(第74回)大会から—

出場資格に「ふるさと制度」を新設。制度を活用し選手の確保を!

県体実行委員会は、県体開催基準要綱の一部を改正しました。これを受けて、市体育協会は11月27日、競技団体を集め、説明会を開きました。

改正は、競技得点に大きく影響する内容で、従前の居住地からの出場資格に加え、選手が選択すれば、出身中学校の市町村から出場できるとした、いわゆる「ふるさと制度」の導入です。

主な内容は次の通り。

ふるさと制度の概要	
ふるさとの基準	出身中学校のある市町村とする。
登録先	一度登録した「ふるさと」は、変更できない。
対象競技	43競技全てとする。
対象適用人数	各競技の適用人数は、団体競技は正規の競技者数、個人競技は総エントリー数に0.2を乗じた数を四捨五入して得られた数を上限とする。
導入時期	令和3年4月1日からの導入とする。

登録までの流れ

『ふるさと制度』

4月～

選手

出場都市競技団体

【対象都市】

- ・卒業中学校の確認
- ・利用選手登録リストの作成
- ・居住都市への通知様式作成

通知

受領報告

【居住都市】

5月第3週

登録

【事務局】

『受領書類』

- ・「ふるさと制度」選手リスト
- ・居住都市へ提出したリストの写し

6月…第1回実行委員会で制度利用選手の公示

【留意事項】

- ・現行ルールと新制度に優先順位は無く、選手がいずれかの制度を選択する。
- ・一度制度登録したら、3年間は登録した制度で出場する。
- ・当該都市間での文書による通知が完了した後に、年度内の追加登録はできない。
- ・選手が、登録をした対象都市の選手に選ばれなくても「住民登録のある現住所」から出場することはできない。

【適応対象人数の算出方法】

＜団体競技＞

正規の競技者数に0.2を乗じた数を四捨五入して得られた数を上限

(例) 軟式野球の場合…試合出場者9人

20%は $1.8 \div 2$ 人

＜個人競技＞

総エントリー数に0.2を乗じた数を四捨五入して得られた数を上限

(例) 水泳の場合…総出場選手男子24人、女子16人

20%は男子 $4.8 \div 5$ 人 女子 $3.2 \div 3$ 人

第74回(令和3年度)県体久大ブロック(日田・玖珠)での開催決定! 今こそ、日田市選手の奮起を!